

板橋区障がい者介護給付費等支給決定基準を定める要綱

(平成18年9月29日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく介護給付費及び特例介護給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給決定に必要な事項を定めることにより、介護給付費等の支給量の決定を適切かつ公平に行うことを目的とする。

(対象となるサービス及び対象者)

第2条 この要綱により介護給付費等の支給決定基準を定める障がい福祉サービス（障がい児に対するものを除く。）及び支給対象者は、次の各号に定めるものとする。

(1) 居宅介護

法第21条に規定する障害支援区分（以下「障害支援区分」という。）が区分1以上である障がい者

(2) 行動援護

知的障がい及び精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する者のうち、障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者

(3) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する者のうち、障害支援区分が区分4以上であって、次のいずれかに該当する者

ア 二肢以上に麻痺があり、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

イ 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上であること。

(4) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い者のうち、障害支援区分が区分6に該当し、かつ意思疎通に著しい困難を有する者であって、次に掲げる者

ア 重度訪問介護の対象者であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状

態にある障がい者のうち、次のいずれかに該当する者

- ①人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者
- ②最重度知的障がい者

イ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者

(5) 前号に掲げる者で、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者

(6) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者であって、同行援護のアセスメント調査票（別表1）の項目のうちNo.1からNo.3までの点数のいずれかが1点以上であり、かつ、同表の項目のうちNo.4の点数が1点以上の者

（支給決定基準）

第3条 介護給付費等の支給決定は、次の各号に定める事項を勘案して行うものとする。

- (1) 当該障がい者の障害支援区分
- (2) 当該障がい者の介護を行う者の状況
- (3) 当該障がい者の疾病の状況
- (4) 当該障がい者の住環境の状況
- (5) 当該障がい者の障害福祉サービスの利用に関する意向
- (6) その他厚生労働省令で定める事項

（標準支給単位）

第4条 第2条第1号から第5号に掲げるサービスの支給量は、前条に定める事項を勘案して、別表2に定める基準単位を限度として決定する。ただし、介護保険対象者については別表3に定める基準単位を限度として、日中活動系サービス利用者については別表4に定める基準単位を限度として決定する。また、同行援護利用者については別表5に定める基準時間を限度として決定する。なお、介護保険対象者と日中活動系サービス利用者のいずれにも該当する場合については、いずれか少ない方の基準単位を限度として決定する。

2 共同生活援助のうち受託居宅介護サービスの支給量は、別表6に定める支給時間を限度として決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、重度訪問介護のうち障害支援区分6であって、特別な介護やコミュニケーション支援（医療的ケア、高度で個別的な介護技能及び特殊な方法による意思疎通をいう。）が必要な利用者に対してサービスを提供するに当たり、熟練した重度訪問介護従業者（以下「熟練従業者」という。）が次の各号に掲げる従業者に同行する場合は、別表7に定める支給時間を限度として決定する。

(1) 新任従業者（採用から6か月以内の者をいう。以下同じ。）

(2) 新的事業者以外の従業者のうち当該利用者の支援に初めて従事する者
(加算基準)

第5条 第2条第1号から第5号に掲げるサービスにおいては第3条に定める勘案事項等により、当該障がい者が必要とする介護給付費等の支給量が前条の基準単位を超える場合は、次の各号に定める単位を限度として前条の単位にこれを加算することができる。この場合において、各号の加算単位を合算して加算することができる。

(1) 介護を行う者（事業者を除く。）の状況により加算する場合は、別表8に定める単位のいずれかを加算することができる。

(2) 当該障がい者の疾病の状況により加算する場合は、別表9に定める単位をそれぞれ加算することができる。

(3) 当該障がい者の住環境の状況により加算する場合は、2,000単位を限度として加算することができる。

2 同行援護利用者の支給時間が基準時間で不足する場合、別表5に定める加算時間を加算することができる。

3 重度訪問介護のうち前条第3項各号に掲げる従業者（以下これらを総称して「新任従業者等」という。）と熟練従業者が二名体制でサービスを提供する場合は、別表7に定める加算時間を加算することができる。この場合において、重度訪問介護事業所に対し、次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。なお、熟練従業者による同行支援の加算については、利用者の同意を得ている場合であり、かつ、新任従業者等が利用者への支援に一年以上従事することを基本とする。

(1) 新任従業者の場合は、雇用年月日等が確認できる雇用契約書等の写し

(2) 当該障がい者の重度訪問介護計画書兼実績報告書（別記様式1）

(3) 当該障がい者が新任従業者等と熟練従業者二名体制のサービスを利用したことが確認できる実績記録表等

(4) その他従業者の出勤簿等の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる書類

4 当該障がい者の障がい福祉サービスの利用に関する意向を勘案して、必要と認められる単位（同行援護については時間）を加算することができる。

(基準を超える支給の決定)

第6条 介護給付費等の支給量がこの要綱によりがたい場合は、板橋区介護給付費等サービス調整会議の意見を参考にして支給量を決定する。この場合、板橋区障がい者介護給付等審査会の意見を聞くことができる。

(支給量の換算方法)

第7条 第2条各号に掲げるサービスの介護給付費等は、第4条及び第5条又は第6条により決定した支給量をもとに、「厚生労働大臣の定める一単位の単価（平成18年9月29日厚生労働省告示第539号）」に基づき換算した金額を支給する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、支給決定に必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、区長の決定日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

同行援護のアセスメント調査票（別表1）

調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害 視力	1. 普通（日常生活に支障がない。）	2. 約1m離れた視力確認表の図は見る事ができるが、目の前に置いた場合は見る事ができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見る事ができるが、遠ざかると見る事ができない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。		矯正視力による測定とする。
視野障害 視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 周辺視野角度（I／四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度（I／二視標による。以下同じ。）が56度以下である。 4. 両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下である。	5. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度が28度以下である。 6. 両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下である。	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
夜盲 網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。
移動障害 盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。

注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

(視力確認表A 4版)



別表 2

板橋区標準支給単位

(一月当たり) (単位)

居宅介護						
障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
基準単位	3,170	4,090	6,010	11,300	18,100	26,040
行動援護						
障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
基準単位	—	—	16,100	21,700	28,860	37,510
重度訪問介護						
障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
基準単位	—	—	—	29,400	36,850	63,040
重度障害者等包括支援						
障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
基準単位	—	—	—	—	—	96,870
重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者						
障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
基準単位	—	—	—	—	—	75,870

別表 3

介護保険対象者

(一月当たり) (単位)

行動援護						
障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
基準単位	—	—	—	—	—	—
重度訪問介護						
障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
基準単位	—	—	—	14,780	15,430	23,130
重度障害者等包括支援						
障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
基準単位	—	—	—	—	—	67,950
重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者						
障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
基準単位	—	—	—	—	—	46,460

別表 4

日中活動系サービス利用者

(一月当たり) (単位)

居宅介護						
障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
基準単位	—	—	—	—	—	22,920
行動援護						
障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
基準単位	—	—	12,280	16,000	20,310	24,480
重度訪問介護						
障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
基準単位	—	—	—	16,500	21,140	29,190

同行援護支給時間

別表 5

基準時間	一月当たり 50 時間		
加算時間	事由	時間	限度
	① 公的障がい者団体の役員等として外出する場合	6 時間	月 5 回
	② 区が認めた事業や公的な会合へ参加する場合	6 時間	月 5 回
	③ 重複障がいにより特に必要と認めた場合	一月当たり 20 時間	

別表 6

受託居宅介護サービス支給時間

(一月当たり) (分)

障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
支給時間	—	150	600	900	1,300	1,900

重度訪問介護支給時間

別表 7

	事由	限度
加算時間	新任従業者等と熟練従業者 2 名体制で入る場合	1 人の区分 6 の利用者につき、年間で 3 人の新任従業者等ごとに 120 時間

別表 8

介護者の状況による加算単位

(一月当たり)

(単位)

区 分	介護者の状況	障害支援 区分 1	障害支援 区分 2	障害支援 区分 3	障害支援 区分 4	障害支援 区分 5	障害支援 区分 6
介護 1	介護者がいない (単身)	3,000	4,500	6,000	6,500	7,000	7,500
介護 2	介護者が疾病・障がい・高齢	2,000	3,000	4,000	4,300	4,600	5,000
介護 3	介護者が日中不在 (就労等)	1,000	1,500	2,000	2,100	2,300	2,500

別表 9

疾病の状況による加算単位

(一月当たり) (単位)

疾病区分	疾病状況	単位数
疾病 1	服薬介助を必要とする場合	1,000
疾病 2	居宅の環境整備を必要とする場合	1,500
疾病 3	栄養管理を必要とする場合	2,500
疾病 4	通院介助を必要とする場合	4,000

重度訪問介護計画書兼実績報告書

事業者名	
報告日	年 月 日
新任従業者等の氏名	
対象月	年 月

利用者名		住所	
介護支援計画	【支援概要】		

派遣計画		一月あたりの派遣時間		熟練従業者名	主な支援内容
派遣計画内訳		実績時間			
日	時間	日	時間		
	0		0		